

福島市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市子ども医療費の助成に関する条例(平成二十三年条例第三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 条例第二条第三号に規定する「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- 五 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
- 六 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

(受給資格登録申請)

第三条 医療費の助成を受けようとする対象者(条例第三条に規定する対象者をいう。以下同じ。)の保護者(保護者の養育を受けていない対象者にあつては当該対象者。第七条第二項において同じ。)は、福島市子ども医療費受給資格登録申請書兼内容変更届出書(様式第一号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
- 二 前年(福島市子ども医療費受給資格者証(様式第二号。以下「受給資格者証」という。)の有効期間の始期が一月一日から七月三十一日までの間にある場合は、前々年)の所得並びに市町村民税及び都道府県民税の課税の状況を確認できる書類
- 三 その他市長が必要と認めた書類

(受給資格者証の交付)

第四条 前条の規定による申請があつた場合において、当該申請者に受給資格があると認められるときは、受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の有効期間)

第五条 受給資格者証の有効期間は、子どもが出生した日又は本市へ転入した日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までとする。

(受給資格者証の提示)

第六条 対象者が療養を受けるときは、当該受給資格者証を保険医療機関等（条例第二条第四号に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）に提示しなければならない。

（助成の請求等）

第七条 条例第五条第一項の規定により保険医療機関等が支払を受けようとするときは、福島市子ども医療費請求書（様式第三号）に福島市子ども医療費連記式明細書（様式第四号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 受給資格者証の交付を受けた対象者の保護者（以下「受給資格者」という。）が条例第五条第二項の規定により助成を受けようとするときは、保険医療機関等から保険診療の証明を受けた福島市子ども医療費助成申請書（様式第五号）を市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が保険医療機関等から保険診療の証明を受けることが困難と認められる場合は、助成額（条例第四条に規定する助成額をいう。以下同じ。）が確認できる領収書を添えて福島市子ども医療費助成申請書を市長に提出することができる。

3 前項の申請書には、別表上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる書類を添えなければならない。

（高額療養費支給に係る助成）

第八条 条例第四条第二号に規定する額は、次の式により算定した額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

〔高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×（条例第4条第1号に規定する額－入院時食事療養費定額負担分）／高額療養費の算定方法による世帯合算額〕＋入院時食事療養費定額負担分

（助成の決定）

第九条 市長は、第七条に規定する請求等があったときに、その内容を審査し、当該請求等に係る助成金の額を決定し、請求者等に通知するものとする。

（届出の義務）

第十条 受給資格者は、受給資格者証に記載された事項及び対象者が適用を受ける医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証について変更があったときは、速やかにその旨を福島市子ども医療費受給資格登録申請書兼内容変更届出書により市長に届け出なければならない。

（受給資格者証の再交付）

第十一条 受給資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したことにより再交付を受けようとする受給資格者は、福島市子ども医療費受給資格者証再交付申請書（様式第六号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格者証の返還）

第十二条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（処分の通知）

第十三条 条例第七条及び第八条の規定により助成金の返還その他医療費の給付に関する処分をするときは、文書をもってその内容を処分を受ける者に通知するものとする。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

（福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び福島市小学生医療費の助成に関する条例施行規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十人年規則第五十一号）

二 福島市小学生医療費の助成に関する条例施行規則（平成十九年規則第二十七号）

（福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び福島市小学生医療費の助成に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日前に福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（第五条の規定を除く。）及び福島市小学生医療費の助成に関する条例施行規則（第四条の規定を除く。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則様式第四号、様式第四号の二及び様式第四号の三並びに福島市小学生医療費の助成に関する条例施行規則様式第四号、様式第五号及び様式第六号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（受給資格登録申請等の特例）

5 福島市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年条例第二十二号。以下「改正条例」という。）による改正後の福島市子ども医療費の助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となった者で改正条例の施行の日前に福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和四十九年条例第十七号）の規定に基づき医療費の助成を受けているものに係る福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（平成二十年規則第六十五号）の規定（第四条の規定を除く。）に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成二四年九月二七日規則第三六号）

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日規則第一八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第三六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。